

死亡労働災害の急増による 栃木労働局長緊急メッセージ

今年の栃木県下における休業4日以上之死傷者数は、10月末日現在で、1,430名で、昨年同時期と比較し35名の増加となっており、増加傾向が続いています。一方、死亡者数は、11月20日現在で14名にのぼり、特に、10月中旬以降わずか1か月の間に5名もの尊い生命が失われた結果、既に、昨年一年間の被災者数と同数となるなど、誠に由々しき事態となっています。

労働災害とりわけ死亡等の重篤な災害はあってはならないものですが、今年の死亡災害の内容をみますと、機械・装置等による「挟まれ、巻き込まれ」、フォークリフト等の運搬機械による「横転下敷き」や地盤の「崩壊に伴う転落」、階段やトラックからの「墜落、転落」等が大半で、基本的な安全対策を講じていれば、発生に至らなかったと思われる事案がほとんどです。

こうした中、令和最初の年末年始を迎えますが、この時期は何かと慌ただしく、産業現場では、年末の大掃除や機械設備の保守点検・突発的な作業、年始の機械設備の始動・調整作業など非定常作業が多くなりがちで、災害の発生が危惧されるところです。

栃木労働局及び各労働基準監督署では、死亡災害はもちろんのこと、これ以上死傷災害を発生させないとの強い決意のもと、令和元年12月1日から令和2年1月31日までの間、「年末年始無災害運動」を展開します。

事業者及び事業場におかれましては、栃木県内の労働災害が増加傾向にあることを踏まえ、経営トップ自ら「労働災害は絶対に起こさない」という強い決意を従業員に示すとともに、リーダーシップを発揮し、作業前の点検、安全な作業手順の遵守、5S（整理・整頓・清潔・清掃・躰（しつけ））活動、危険予知活動、指差呼称などの基本的な安全活動や巡視活動を強化するなど、災害防止対策の徹底を図っていただくようお願いします。

令和元年11月22日

栃木労働局長 浅野 浩美